

国名	[フェーズ1] 国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクト
モンゴル国	[フェーズ2] 国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2

I 案件概要

事業の背景	<p>モンゴル政府は、1993年に税務関連法の執行や徴収といった税務行政の基礎となる一般税法を制定するなど、近代的な徴税システムの導入を図ってきたが、納税者の納税意識が一般的に低いことによる滞納残高及び徴税コストの増加が課題となっていた。また、鉱山開発の推進を背景に、多くの外国企業が進出する中、現行の国際課税に関する規定や制度整備が不十分であった。そのため、税法解釈や国際課税に関する運用が脆弱であることや、これら外国企業の過度の租税回避行為に対する対策が急務であり、制度整備や税法解釈等の知見を有する人材育成が課題となっていた。このような状況下、JICAは「国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクト」（以下、フェーズ1）を実施し、税務職員の国際課税分野における基礎的な知識や技能向上を支援し、実務基盤体制の整備を進めた。また、徴収分野においては、少額滞納者に対応するための催告センターの設立を支援した。しかしながら、国際課税の分野では、税務執行のための更なる制度整備と国際課税の実務を担える中級・上級の人材が依然として不足していた。また、徴収分野においては、2016年3月に開設した催告センターの本格稼働と運営効率の向上のためには、法令整備や実務体制の見直しが必要であった。そのため、国際課税及び徴収に関する税務行政の更なる改善を目指し、「国税庁徴税機能の強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2」（以下、フェーズ2）が実施された。</p>																								
事業の目的	<p>本事業は、モンゴル全土において、国際課税分野の知識と技能の習得、国際課税の実務実施基盤の整備、徴収実務基盤の整備を行うことにより、国際課税及び徴収に係る税務行政の強化を図り、もって国際課税及び徴収に係る税務行政の更なる改善に寄与することをめざす。</p> <p>[フェーズ1]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標：モンゴルにおける税務行政が適正かつ公正に執行される。 2. プロジェクト目標：モンゴル税務局の国際課税と徴収に関する能力が強化される。 <p>[フェーズ2]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標：国際課税及び徴収に係る税務行政が更に改善される。 2. プロジェクト目標：国際課税及び徴収に係る税務行政が強化される。 																								
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業サイト： <ul style="list-style-type: none"> [フェーズ1] ウランバートル（国税庁）及び21県、ウランバートル市・区（税務署） [フェーズ2] モンゴル全土 2. 主な活動： <ul style="list-style-type: none"> [フェーズ1] <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際課税に関する基礎的な知識及び技能を習得するための基礎的研修の実施 (2) 国際課税の実務に関する基盤整備に向けた、人材育成計画の策定、研修カリキュラムと教材の改訂、国際課税に関するトレーニングの実施 (3) モンゴル税務局の徴収手続きの改善に向けた、催告センターの設立や運営に関する助言 [フェーズ2] <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際課税に関する中級及び上級レベルの知識と技能の向上に向けた、人材育成計画の策定、研修カリキュラムや教材の改訂、研修及びフォローアップ研修の実施 (2) 国際課税の実務に関する基盤のさらなる整備に向けた、国際課税制度の改善や法令の改正に係る支援 (3) 滞納整理状況及び滞納処分実施状況の把握、円滑な徴収事務と徴収手続の強化に資するマニュアルの作成、催告センターによる運営・実施体制の改善に向けた取り組みの支援 3. 投入実績 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;">日本側</td> <td style="width:50%;">相手国側</td> </tr> <tr> <td>[フェーズ1]</td> <td>[フェーズ1]</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣：6人</td> <td>(1) カウンターパート配置：7人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入（本邦研修）：53人</td> <td>(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、セミナー/ワークショップ用の教室など</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与：催告センターにおける業務のための機材（サーバー、ルーター、パソコンなど）</td> <td>(3) ローカルコスト：供与機材のメンテナンス費用、研修センターが実施する研修費用</td> </tr> <tr> <td>(4) 現地業務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[フェーズ2]</td> <td>[フェーズ2]</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣：7人</td> <td>(1) カウンターパート配置：7人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入（本邦研修）：44人</td> <td>(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、インターネット、空調設備、執務設備など</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与：ウランバートル市内の税務署の業務に必要な機材（パソコン、電話機、イヤホン等）</td> <td>(3) ローカルコスト：地方研修員の日当・参加費用</td> </tr> <tr> <td>(4) 現地業務費</td> <td></td> </tr> </table> 			日本側	相手国側	[フェーズ1]	[フェーズ1]	(1) 専門家派遣：6人	(1) カウンターパート配置：7人	(2) 研修員受入（本邦研修）：53人	(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、セミナー/ワークショップ用の教室など	(3) 機材供与：催告センターにおける業務のための機材（サーバー、ルーター、パソコンなど）	(3) ローカルコスト：供与機材のメンテナンス費用、研修センターが実施する研修費用	(4) 現地業務費		[フェーズ2]	[フェーズ2]	(1) 専門家派遣：7人	(1) カウンターパート配置：7人	(2) 研修員受入（本邦研修）：44人	(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、インターネット、空調設備、執務設備など	(3) 機材供与：ウランバートル市内の税務署の業務に必要な機材（パソコン、電話機、イヤホン等）	(3) ローカルコスト：地方研修員の日当・参加費用	(4) 現地業務費	
日本側	相手国側																								
[フェーズ1]	[フェーズ1]																								
(1) 専門家派遣：6人	(1) カウンターパート配置：7人																								
(2) 研修員受入（本邦研修）：53人	(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、セミナー/ワークショップ用の教室など																								
(3) 機材供与：催告センターにおける業務のための機材（サーバー、ルーター、パソコンなど）	(3) ローカルコスト：供与機材のメンテナンス費用、研修センターが実施する研修費用																								
(4) 現地業務費																									
[フェーズ2]	[フェーズ2]																								
(1) 専門家派遣：7人	(1) カウンターパート配置：7人																								
(2) 研修員受入（本邦研修）：44人	(2) 施設及び設備：プロジェクト執務室、インターネット、空調設備、執務設備など																								
(3) 機材供与：ウランバートル市内の税務署の業務に必要な機材（パソコン、電話機、イヤホン等）	(3) ローカルコスト：地方研修員の日当・参加費用																								
(4) 現地業務費																									
事業期間	<p>[フェーズ1]</p> <p>（事前評価時）2013年11月～2016年10月（36カ月）</p> <p>（実績）2013年11月～2016年10月（36カ月）</p> <p>[フェーズ2]</p> <p>（事前評価時）2016年12月～2019年11月（36カ月）</p>	<p>事業金額 （日本側のみ）</p>	<p>[フェーズ1]</p> <p>（事前評価時）253百万円</p> <p>（実績）270百万円</p> <p>[フェーズ2]</p> <p>（事前評価時）307百万円</p>																						

	(実績) 2017年1月～2020年1月 (36 ¹ カ月)		(実績) 327百万円
相手国実施機関	モンゴル国税庁 (General Department of Taxation : GDT)		
日本側協力機関	日本国税庁		

II 評価結果

【留意点】

本事後評価では、フェーズ1とフェーズ2を一体として評価する。両フェーズは、事業期間の連続性（フェーズ1の事業完了後約3か月後にフェーズ2が開始）とロジックモデルの連続性（フェーズ1とフェーズ2のプロジェクト目標は共通している。また、フェーズ2の上位目標は、フェーズ1のプロジェクト目標及び上位目標と連続しており、且つ上位のレベルであること）が認められる。よって、有効性・インパクトの達成度の判断に関しては、フェーズ2のプロジェクト目標及び上位目標の指標を採用して検証する。

1 妥当性/整合性

<妥当性>

【事前評価時のモンゴル政府の開発政策との整合性】

本事業は、事前評価時点におけるモンゴル政府の開発政策と整合性が高い。

[フェーズ1][フェーズ2] 2008年に策定された「モンゴル国家開発総合政策」において、適切な課税制度の導入、課税基盤の拡大、徴税の改善を通じた歳入増加の重要性が強調されていた。また、「政府行動計画 2012-2016」において、税務は国家財政の根本を支える重要な業務であると捉えられる中、モンゴル政府は、効率的・効果的かつ透明性の高い徴税業務の確立等を目指して「中期国税開発計画 2012-2015」及び「第2次税制改革」（2012年開始）を推進していた。

【事前評価時のモンゴルにおける開発ニーズとの整合性】

本事業は、事前評価時点におけるモンゴルの開発ニーズと整合性が高い。

[フェーズ1][フェーズ2] 上記「事業の背景」で述べたとおり、鉱山開発の推進を背景に、多くの外国企業が進出する中、国際課税の分野では、制度整備と国際課税の実務を担える人材の育成が課題であり、徴収分野では、法令整備や実務体制の見直しが必要であった。

【事業計画/アプローチの適切性】

本事業の計画/アプローチは、適切である。

[フェーズ1][フェーズ2] 両フェーズにおいて事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は③²と判断される。

<整合性>

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は、事前評価時における日本政府の対モンゴル援助方針と整合している。

[フェーズ1][フェーズ2] 両フェーズの事前評価時の「対モンゴル国 国別援助方針」（2012年）において、「鉱物資源の持続可能な開発とガバナンスの強化」を重点分野と位置づけ、鉱物資源関連の歳入増加を長期的経済発展につなげるため、人材育成、関連法・制度整備やその運用能力の向上等のガバナンス体制の確立・定着に向けた支援を実施することが掲げられていた。

【JICA他事業・支援との連携/調整】

[フェーズ1][フェーズ2] 両フェーズの事前評価時、本事業とJICAの他の事業との連携/調整は明確に計画されていなかったが、事業実施中に、国際的支援パッケージの一環でモンゴルの政策改革を支援した「財政・社会・経済改革開発政策借款」（2017年）との連携があった。その結果、政策レベルの改革と現場レベルの活動との連携が図られ、人材育成や法制度の整備に係る継続的な改革支援につながる相乗効果が生まれた。

【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

[フェーズ1] 事前評価時において、本事業は世界銀行との情報共有や役割分担の協議等の連携/協調が計画されていた。その結果、催告センターの設立・運営支援にあたり、世界銀行は、催告センターに債務管理システム導入とデータベースの構築に係る支援を担い、本事業は、同システムを活用した催告センターの運営支援や機材供与等の支援を担った。事後評価時において、催告センターでは債務管理システムから抽出した情報を基に、本事業で策定を支援した業務運営方針やマニュアルを活用して滞納催告業務が円滑に行われている。

[フェーズ2] 事前評価時に計画された国際通貨基金（IMF）との情報共有等の連携/協調は想定どおり実施され、事後評価時に正の効果が確認された。IMFは、租税条約の是正に向けた調査を実施したのに対し、本事業は、IMFの調査結果を活用して租税条約の課題と改善に向けた助言を行った。また、本事業は、IMFと連携/調整を密に行ったことにより、法令改正のための提言内容は、国際的支援パッケージであるIMFの拡大信用供与措置（Extended Fund Facility）からも支持を得た結果、法改正の進捗を促すことができた。

【評価判断】

以上より、本事業の整合性は③と判断される。

【妥当性・整合性の評価判断】

以上、本事業の妥当性及び整合性は③と判断される。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

[フェーズ1][フェーズ2] 事業完了時まで、プロジェクト目標はおおむね計画どおりに達成された。本事業開始当時は、高度な海外取引調査事案はほぼなかったが、2018年及び2019年において調査件数の増加が確認された（指標1）。また、海外取引調査情報については、職員研修の中で事例として共有・活用された（指標2）。法改正に係る取組に関しては、国際課税に関する法

¹ 評価においては、両端月をカウントするため事業期間は37カ月となるが、実際の事業期間は、2017年1月24日～2020年1月23日であり、ちょうど3年（36カ月）であった。

² ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

改正のための提案書（一般税法編と法人税法編）を提出し、大蔵省に受理された（指標3）。2016年に新設された催告センターにおいては、納付法人と電話催告の処理件数が新設当初に比べて増加した（指標4）。業務マニュアルに関しては、改正法の施行が大幅に遅れたため、作成したマニュアルをパイロット区で試行することができなかったものの、改正税法施行前は研修で活用され、改正税法施行後はマニュアル確定版としてモンゴル全土の税務署で活用された（指標5）。自力執行権に係る業務に関しては、自力執行権が導入される改正税法が2020年1月（フェーズ2の完了月）に施行されたため、自力執行権の業務から得られる歳入については事業完了時点で検証できなかった（指標6）。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

[フェーズ1][フェーズ2] 事後評価時点で、本事業の効果は継続している。高度な海外取引調査の件数は、税法改正により海外取引調査を実施する正式な体制が整備され、事後評価時においてピア・レビューは実施されていないため検証できなかった（指標1）が、海外取引調査情報を用いた事例に関しては、事業完了後も引き続き研修等で情報共有されている（指標2）。法改正に係る取組に関しては、各種提案を随時提出しており、関連部署への指導を行っている（指標3）。催告センターにおいては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響³により、納付済み法人数は減少したものの、電話催告数は、2020年に「滞納税徴収に係る電話催促システム」の運用が開始されて以降、処理件数が増加した（指標4）。本事業で作成された「滞納整理の手引き（マニュアル）」は、2022年に改定され、研修や職員の日常業務に活用されている（指標5）。自力執行権に係る業務については、強制手続きにより32,287人の納税者より1兆9,085億トゥグルグ⁴（2022年）の滞納税が完納または部分納付されるなど、歳入を得た（指標6）。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

[フェーズ1][フェーズ2] 事後評価時点までに、上位目標は計画どおりに達成した。海外取引調査による非遺発遣⁵検出割合は、2020年にコロナ禍で減少したが、2021年以降増加傾向にある（指標1）。国際課税に関する改正法は大蔵省に受理され、2020年1月に施行された（指標2）。催告センターによる徴収に関しては、事業完了後も増加傾向にある（指標3）。自力執行権の行使による徴収に関しては、COVID-19の影響により2020年及び2021年は徴税の強制措置が中断されたものの、2022年は預金口座、債権、財産の差押え等の措置が行われた（指標4）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

[フェーズ1][フェーズ2] 正のインパクトが確認された。モンゴル大蔵省と日本財務省は、二重課税回避協定の締結に向けて、「第1回交渉会合」（2017年）を開催した。本事業は、二重課税回避協定に係る相互協議の実施に関する規定などを税法改正案に盛り込むことにより、両国の二重課税回避協定の締結に向けた取組と連携した。さらに、2022年11月にモンゴル大統領が来日した際「両国の租税条約締結に向けた意見交換」について合意され、両国は「第2回交渉会合」の開催に向けて引き続き意見交換を行っている。本事業は両国の取組の二国間の健全な投資・経済交流促進に資する租税条約の締結の前進に貢献したといえる。

【評価判断】

以上より、本事業の有効性・インパクトは③と判断される。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 国際課税及び徴収に係る税務行政が強化される。	(指標1) ピア・レビュー ⁶ に提出された事案の中で、高度な海外取引 ⁷ 調査件数がプロジェクト開始時点に比べて増加する。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（検証不能） （事業完了時） 本事業開始当時、高度な海外取引調査事案はほぼなかったが、2018年に実施された第1回ピア・レビューでは、8件中4件が高度な海外取引調査に該当した。2019年11月に実施された第2回ピア・レビューでは8件中7件が該当し、高度な海外取引調査件数の増加が確認された。 （事後評価時） 事業完了後、税法改正により海外取引調査を実施する正式な体制が整備され、事後評価時においてピア・レビューは実施されていない。	事業完了報告書（フェーズ2）、GDT
	(指標2) 収集及び蓄積された海外取引調査情報を用いた事例研究等により知識が共有される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） （事業完了時） 海外取引調査情報は、職員研修において事例として共有・活用された。モンゴルと日本の事例の比較研究をテーマにした研修も実施された。 （事後評価時） 国際課税や二重課税回避条約に係る研修や、海外取引調査時の比較対象法人の選定方法に係る研修等が実施され、検査官で情報が共有された。	事業完了報告書（フェーズ2）、GDT
	(指標3) GDTが、国際課税に関する今後の法改正のための提案書を大蔵省に提出し、受理される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） （事業完了時） 国際課税に関する法改正のための提案書（一般税法編と法人税法編）を提出し、大蔵省に受理された。 （事後評価時） 税務行政国際課税局は、税法や通達の改正案の作成や、当該改正案の上級有権機関への提出及び指導を担当しており、法の執行の段階で不確実性を是正するために改正を必要とする各種提案を随時提出している。	事業完了報告書（フェーズ2）、GDT
	(指標4) 催告センター	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続）	事業完了報告書

³ 緊急時業務実施体制に移行され、滞納税の徴収、納税者の銀行口座の差押え、口座入金滞納税への充当が停止され、また、緊急時業務実施体制に移行する前に滞納税の徴収を目的で差押えた納税者の銀行口座は解除された。

⁴ 参考：1,000 トゥグルグ=38.66 円、1,000 トゥグルグ=0.2914 米ドル（国際通貨基金の2022年12月のデータを基に算出）

⁵ 誤申告及び未申告

⁶ ピア・レビューとは、本邦研修及びフォローアップ研修の実務上の成果を客観的・具体的・総合的に評価するもの。

⁷ 高度な海外取引とは、ピア・レビューの評価において総合評価5点満点のうち3.5点のレベルに達した事案を指す。

	<p>の稼働開始時より処理件数が増加する。</p>	<p>(事業完了時) 2016年に新設された催告センターにおいて、納付済み法人の割合は、2016年の59.2%から、2017年には62.9%、2018年には66.4%まで増加した。2019年には減少したものの高い割合を維持した。電話催告数は、2018年までは増加傾向にあり、2019年は減少したもののセンターの稼働開始時よりも高い水準であった。</p> <p>(事後評価時) 2020年及び2021年は、COVID-19の影響で緊急時業務実施体制に移行されたことにより、納付済み法人数の割合は低かったが、2022年には微増し、2023年は5月時点ですでに2022年の割合と並んでいる。電話催告数は、「滞納税徴収に係る電話催促システム」が2020年に運用が開始され、大幅に増加した。システム稼働開始前は検査官一人当たりの件数が40件であったのに比べ、システム導入後は80件にまで増加した。2022年に電話催告数は12万件まで到達した。</p> <table border="1" data-bbox="518 504 1340 851"> <thead> <tr> <th></th> <th>所掌法人数 (A)</th> <th>うち納付済み法人数 (B)</th> <th>納付済み法人数の割合 (%) (B) ÷ (A)</th> <th>電話催告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年*</td> <td>23,201</td> <td>13,745</td> <td>59.2%</td> <td>31,202</td> </tr> <tr> <td>2017年</td> <td>50,389</td> <td>31,706</td> <td>62.9%</td> <td>39,930</td> </tr> <tr> <td>2018年</td> <td>54,927</td> <td>36,461</td> <td>66.4%</td> <td>69,665</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>67,817</td> <td>38,049</td> <td>56.1%</td> <td>49,912</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>57,751</td> <td>11,014</td> <td>19.1%</td> <td>81,206</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>57,860</td> <td>16,794</td> <td>29.0%</td> <td>88,618</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>70,998</td> <td>22,349</td> <td>31.5%</td> <td>124,873</td> </tr> <tr> <td>2023年**</td> <td>24,966</td> <td>7,508</td> <td>30.1%</td> <td>50,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2016年は3月から12月までのデータ ** 2023年は5月までのデータ</p>		所掌法人数 (A)	うち納付済み法人数 (B)	納付済み法人数の割合 (%) (B) ÷ (A)	電話催告数	2016年*	23,201	13,745	59.2%	31,202	2017年	50,389	31,706	62.9%	39,930	2018年	54,927	36,461	66.4%	69,665	2019年	67,817	38,049	56.1%	49,912	2020年	57,751	11,014	19.1%	81,206	2021年	57,860	16,794	29.0%	88,618	2022年	70,998	22,349	31.5%	124,873	2023年**	24,966	7,508	30.1%	50,317	<p>(フェーズ2)、GDT</p>
	所掌法人数 (A)	うち納付済み法人数 (B)	納付済み法人数の割合 (%) (B) ÷ (A)	電話催告数																																												
2016年*	23,201	13,745	59.2%	31,202																																												
2017年	50,389	31,706	62.9%	39,930																																												
2018年	54,927	36,461	66.4%	69,665																																												
2019年	67,817	38,049	56.1%	49,912																																												
2020年	57,751	11,014	19.1%	81,206																																												
2021年	57,860	16,794	29.0%	88,618																																												
2022年	70,998	22,349	31.5%	124,873																																												
2023年**	24,966	7,508	30.1%	50,317																																												
	<p>(指標5) 提出された業務マニュアルが市内の他のパイロット区で試行される。</p>	<p>達成状況(継続状況): おおむね計画どおり達成(継続)</p> <p>(事業完了時) 事前評価時に想定されたパイロット区での業務マニュアルの試行に関しては、事業実施中に徴収関連税法の大幅な改正の動きがあったため、代替案として法改正に即した「滞納整理の手引き(マニュアル)」を作成することになった。国会の審議が延期されるなど、想定よりも改正法の施行が大幅に遅れたため、作成したマニュアルをパイロット区で試行することができなかったものの、改正税法施行前に研修の中でマニュアルは活用され、改正税法施行後は確定版としてモンゴル全土の税務署で活用された。</p> <p>(事後評価時) 「滞納整理の手引き(マニュアル)」は、2022年に改定され、研修や職員の日常業務において活用されている。</p>	<p>事業完了報告書(フェーズ2)、GDT</p>																																													
	<p>(指標6) 自力執行権に係る業務から歳入が得られる。</p>	<p>達成状況(継続状況): 未達成(事業完了後に達成し継続)</p> <p>(事業完了時) 自力執行権が導入された改正税法が2020年1月に施行されたため、事業完了時に指標の検証はできなかった。</p> <p>(事後評価時) COVID-19の影響により2020年及び2021年は徴税の強制措置は中断されたものの、2022年には、3兆3,927億トゥグルグの滞納税に対する請求、1兆1,881億トゥグルグの預金口座の差押え、6億トゥグルグの滞納税の債権差押え、908億トゥグルグの滞納税の財産差押え、39億トゥグルグの滞納税の公売手続きなどが実施された。また、強制手続きにより32,287人の納税者から1兆9,085億トゥグルグの滞納税が完納または部分納付された。</p>	<p>事業完了報告書(フェーズ2)、GDT</p>																																													
<p>上位目標 国際課税及び徴収に係る税務行政が更に改善される。</p>	<p>(指標1) 事業完了時に比べて海外取引調査による非遣発遣検出割合が増加する。</p>	<p>達成状況: 計画どおり達成</p> <p>(事後評価時) コロナ禍で2020年の非遣発遣検出割合は減少したが、2021年から増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="518 1758 1340 1993"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査対象法人数 (A)</th> <th>海外取引調査対象法人数(非遣発遣) (B)</th> <th>非遣発遣検出割合 (%) (B) ÷ (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年</td> <td>3,567</td> <td>88</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>2,338</td> <td>21</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>2,632</td> <td>63</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>1,574</td> <td>49</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>2023年*</td> <td>976</td> <td>21</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2023年は5月までのデータ</p>		調査対象法人数 (A)	海外取引調査対象法人数(非遣発遣) (B)	非遣発遣検出割合 (%) (B) ÷ (A)	2019年	3,567	88	2.5%	2020年	2,338	21	0.9%	2021年	2,632	63	2.4%	2022年	1,574	49	3.1%	2023年*	976	21	2.2%	<p>GDT</p>																					
	調査対象法人数 (A)	海外取引調査対象法人数(非遣発遣) (B)	非遣発遣検出割合 (%) (B) ÷ (A)																																													
2019年	3,567	88	2.5%																																													
2020年	2,338	21	0.9%																																													
2021年	2,632	63	2.4%																																													
2022年	1,574	49	3.1%																																													
2023年*	976	21	2.2%																																													
	<p>(指標2) 成果2指標</p>	<p>達成状況: 計画どおり達成</p> <p>(事後評価時) GDTが提出した国際課税に関する法改正のための提案書(一般税法編と法人税</p>	<p>GDT</p>																																													

2-2 ⁸ に関する法制化に向けて、GDTが大蔵省の方針に基づき改正案を同省に提出する。	法編)は大蔵省に受理された。改正法案は、パブリック・コメントの聴取を経て、2020年1月に施行された。																			
(指標3) 事業完了時に比べて催告センターによる徴収が減少しない、または向上する。	<p>達成状況：計画どおり達成 (事後評価時) 下表のとおり、事業完了後、催告センターによる徴収は増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="518 257 1292 492"> <thead> <tr> <th></th> <th>所掌未納額 (百万トウグルグ)</th> <th>納付済み額 (百万トウグルグ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年</td> <td>16,427.4</td> <td>8,488.9</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>67,922.3</td> <td>9,156.9</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>57,023.5</td> <td>11,087.3</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>65,999.3</td> <td>15,468.0</td> </tr> <tr> <td>2023年*</td> <td>23,238.5</td> <td>6,440.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2023年は5月までのデータ</p>		所掌未納額 (百万トウグルグ)	納付済み額 (百万トウグルグ)	2019年	16,427.4	8,488.9	2020年	67,922.3	9,156.9	2021年	57,023.5	11,087.3	2022年	65,999.3	15,468.0	2023年*	23,238.5	6,440.9	GDT
	所掌未納額 (百万トウグルグ)	納付済み額 (百万トウグルグ)																		
2019年	16,427.4	8,488.9																		
2020年	67,922.3	9,156.9																		
2021年	57,023.5	11,087.3																		
2022年	65,999.3	15,468.0																		
2023年*	23,238.5	6,440.9																		
(指標4) 事業完了時に比べて自力執行権の行使による徴収件数が増加する。	<p>達成状況：計画どおり達成 (事後評価時) GDTは自力執行権の行使に関する段階別研修やケーススタディを毎年4~5回実施し、研修後の実務に対する指導・助言も行っている。その結果、COVID-19の影響により2020年及び2021年は緊急時業務実施体制に移行し徴収の強制措置は中断されたものの、上記のプロジェクト目標(指標6)の継続状況の実績に加え、2022年から2023年の第1四半期にかけて、ヘンティ県税務署と首都税務局は、3人の納税者が所有する家族用地4戸、アパート2戸、地下井戸1戸、住宅用7室を差押え、随意契約による換価手続きを行った。</p>	GDT																		

3 効率性

事業費はやや計画を上回ったが(計画比:107%)、事業期間は計画どおりであった(計画比:100%)。事業費は、複合的な要因により計画を上回ったと考えられる。アウトプットは計画どおり産出された。

	事業金額(日本側の支出のみ、円)	事業期間(月)
計画(事前評価時)	560百万円	72カ月
実績	597百万円	72カ月
割合(%)	107%	100%

以上より、効率性は③と判断される。

4 持続性

【政策面】
GDTの「戦略計画2020-2024」において、国際課税及び徴収に関する改正税法の執行が明記されている。また、同戦略計画には、国際課税及び徴収に係る税法改正の執行が長期計画として盛り込まれており、将来にわたり政策が確立されているといえる。よって、政策面の持続性は十分に確保されている。

【制度・体制面】
税法改正に伴い、税務行政国際課税局に国際課税課が新設され、大蔵大臣令(2020年第4号令)において役割と権限が明確に規定された。税務行政国際課税局は、税法、通達類の改正案の作成、当該改正案の上級有権機関への提出、専門指導などを担当しており、そのうち諸外国税務当局との連絡、連携、協力業務などを国際課税課が担当している。徴収分野に関しては、自力執行権の行使のため、首都税務局内に処理困難事案担当チームが新設され、高度な事案の処理や、区税務署の滞納処理担当者への指導などを行っている。人員体制に関しては、本事業で育成された国際課税のコア職員⁹72人¹⁰のうち76%に当たる55人が在職中(産休、海外留学を含む)であり、本事業で習得した知識や能力を發揮している。さらに、そのうち11人が主任以上の幹部職員として活躍している。税務職員は継続的な研修を通して育成する必要があるとあり、新たな人員の確保以上に育成した人員の定着を図ることが重要であることから、2023年度から公務員の給料の増強も行っている。大蔵大臣令により、必要な人員数とそれに伴う予算の確保が示され、将来にわたり人員の確保が期待できる。このようにGDTは、国際的な税務行政の責任を果たすために組織を改編し、組織強化を図る方針であることに加え、活動に必要な人員を確保される体制が整っていることから、制度・体制面に係る持続性は将来にわたり確保されている。

【技術面】
税法改正後の組織改編により新設された人事・研修課は、研修全般業務を担当している。本事業で実施した研修の内容は継承されおり、多岐にわたる様々な研修(国際課税の分野別調査の実施に係る研修、処理困難事案担当チームに対する研修など)が実施されている。人事・研修課は、実務能力のある検査官が各研修テーマの講師を担当できる制度に変更した。加えて、JICAにオンライン研修システムの導入支援を要請(2021年)し、2022年6月からオンライン研修が本格的に稼働している。本事業で作成された研修資料は同システムに格納されており、活用されている。これらの取組により、検査官の異動に関わらず、実務能力のある優秀な検査官を研修講師として活用できる体制が構築され、研修実施体制は将来にわたり維持される見込みである。よって、技術面に係る持続性は十分に確保されている。

⁸ 指標2-2(成果2):日本側プロジェクトチームが、国内源泉所得に係るソースルールの確立、国際的租税回避防止諸制度の拡充、国際的二重課税排除制度の整備等を目的とする法制化に向けた提案書を最終化する。

⁹ 本事業では、コア職員とそれ以外の税務署職員という二つのカテゴリの人材育成計画を策定し、コア職員が研修講師となって継続的に実務者を育成できる仕組みを構築した。コア職員は、GDTと協議の上、少数の専門的な人材として選定された。

¹⁰ フェーズ1で40人、フェーズ2で40人(うち8人はフェーズ1から継続して受講)のコア職員が研修を受講した。

【財務面】

GDTは、国際課税及び徴収に係る税務行政の執行に必要な財源を国家予算から安定的に確保している。モンゴル税務局の年間予算は、2020年から2023年にわたり、57,000百万トゥグリグ前後で安定的に推移している。また、中期財政フレームワークにおいて、毎年の予算確保及び予算見通しについて承認されている。さらに、国際協力の一環として、IMFの支援が2024年5月まで延長されたことや、JICAの支援により「ビッグデータを活用した税務行政プロジェクト」が2023年12月から開始予定であり、今後も安定した財政収入の確保に向けた取組が見込まれている。よって、GDTは安定的な国家予算の確保に加え、安定した財政収入を確保するための取組等により将来にわたり財源は確保される見込みである。

【環境・社会面】

環境・社会面の問題は確認されず、対応策を講じる必要はなかった。

【評価判断】

以上より、本事業は、政策面、制度・体制面、技術面、財務面いずれも問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は④と判断される。

5 総合評価

本事業は、国際課税及び徴収に係る税務行政の強化というプロジェクト目標をおおむね達成し、事業効果も継続している。上位目標は計画どおりに達成し、国際課税及び徴収に係る税務行政の更なる改善が確認された。効率性に関しては、事業費はやや計画を上回ったが、事業期間は計画どおりであった。持続性は、政策面、制度・体制面、技術面、財務面のいずれも将来にわたり維持・確保されている。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高いといえる。

III ノンスコア項目

適応・貢献：

・JICA モンゴル事務所の現地担当職員は同分野において豊富な経験を有していた。そのため、詳細計画策定調査においては、モンゴル側の法改正のニーズを十分に把握した上で案件を形成することができた。また、IMFを始めとする他ドナーと密に連携することにより、本事業はIMFの政策支援においても重要な役割を果たした。

・本事業で派遣された専門家は、モンゴルの支援に長年携わっていたことと、日本国税庁の出身者であったことから、カウンターパートから高い信頼を得た。そのためカウンターパートとの良好な関係を築くことができ、本事業の目的を達成する上でカウンターパートのニーズに臨機応変に対応する活躍がみられた。

付加価値・創造価値：

・訪日研修を実施するなど、日本国税庁との連携を行ったことにより、自力執行権等徴収分野の日本の知見や経験を活用し、法改正や規則改正への助言を行った。その結果、実務に即した法改正のための提案書が提出され、多くが改正法に反映された。

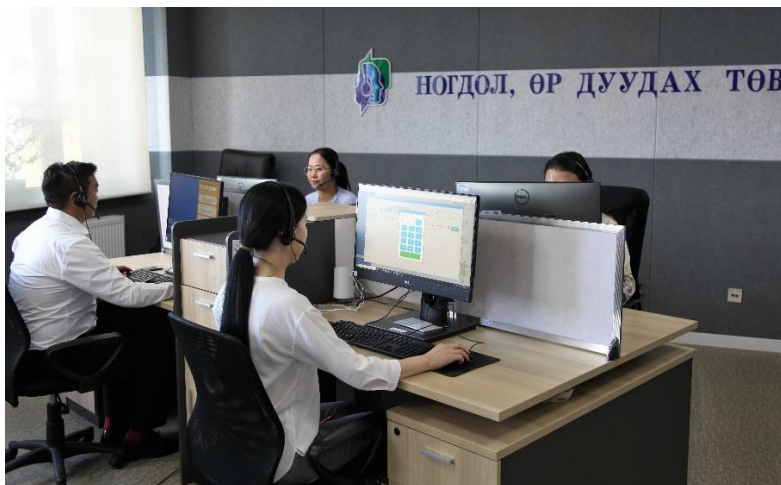
IV 提言・教訓

実施機関への提言：

・モンゴルでは公務員の定着率が課題となっており、GDTにおいても、人事異動が多く、待遇の低さ等の理由による離職も少なくない。そのため、本事業の持続性をさらに高めるためにも、本事業で育成された人材を引き続き適材適所に配置するとともに、人材の定着を図るための対策や予算確保に努めることが肝要である。

JICAへの教訓：

事業の持続性を高めるための取組として、日本の制度を参考に、人材が少ないモンゴルの実情に合わせて国際課税のコア職員の人材育成を行った。GDTでは事後評価時も本事業で育成されたコア職員が活躍しており、催告センターの運営能力は維持されている。また、本事業では、国際課税を専門に担当する国際課税課の新設等を含む組織改編の必要性について、本邦研修の内容を参考に法改正前から検討が行われた。事業完了後、国際課税課及び人事・研修課は新設され、法執行に伴い予算も確保された。さらに、事後評価時点で人事・研修課では国際課税のコア職員から実務指導可能な調査官を研修講師として配置する体制が構築され、事業完了後も効率的に人材が活用されている。よって、本事業は人材育成に加え、育成された人材を継続的に活用する体制構築に貢献したといえる。



本事業で設立・運営を支援した催告センターの様子



本事業が作成した研修教材、ハンドブック